

令和8年5月28日

会員 各位

一般社団法人日本病院薬剤師会

専門薬剤師・認定薬剤師の認定審査・更新審査に係る取扱いについて  
(Q&A) の改定について

平素より日本病院薬剤師会にご高配を賜りまして御礼申し上げます。

専門薬剤師・認定薬剤師の更新の保留の取扱いについては、専門薬剤師・認定薬剤師の認定審査・更新審査に係る取扱いについて(Q&A)において、中断期間の上限を最長3年間と定めているところです。

今般、近年の育児休業制度の拡充や、研究、介護、病気療養といった多様なライフイベントに直面する状況を踏まえ、現行の3年間という枠組みでは、専門性を維持しながらキャリアを継続することが困難な事例が生じているため、次のとおり令和8年5月23日付で専門薬剤師・認定薬剤師の認定審査・更新審査に係る取扱いについて(Q&A)で、更新保留の中断期間を、現行の「最長3年間」から「最長5年間」へと延長しました。

また、従来より定めている行政機関等への人事異動による中断期間「最長5年間」とも整合性を図り、Q&Aの<質問33>と<質問34>を統合しましたので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

<専門薬剤師・認定薬剤師の認定審査・更新審査に係る取扱いについて(Q&A) 変更点>

< 質問33 >

専門薬剤師・認定薬剤師の更新において、更新の保留には、どのようなものが認められるでしょうか。

【 回答 】

海外留学、出産・育児・病気・介護等による休職・退職、行政機関や専門的業務を行うことが出来ない他の医療機関への人事異動等の理由により勤務が中断した場合に限り、最長3-5年間(行政機関等への人事異動の場合は、次問参照)更新を保留することが認められます。ただし、保留期間中は、専門薬剤師・認定薬剤師を呼称することはできません。

保留をする場合は、本来の認定期間満了年度の更新申請受付期間ではなく、実際に更新申請する際に、中断期間、中断した理由、勤務が中断したことにより満たすことができなかった項目、所属長による証明などを記載した説明文書(書式自由)、辞令文書(行政機関等への人事異動の場合のみ)を添付して下さい。認定審査委員会で、保留の可否について個別に審査いたします。

また、更新審査においては更新条件を満たした期間が認定期間開始日から通算して5年間必要となります。ただし、「認定期間中継続して、日本病院薬剤師会の会員であること。ただし、別記1に定める団体のいずれかの会員であればこれを満たす。」については、いずれも認定期間開始日から更新申請日までの全期間満たしている必要があります。

なお、保留期間を含め、認定期間満了後~~3~~**5**年間以内に更新申請し認定を受けられなかった場合は認定を喪失しますので、ご留意下さい。

例：令和5年9月30日に認定期間が満了し、令和~~8~~**10**年度までに更新の認定を受けられなかった場合は資格を喪失します。各年度の更新申請については、認定薬剤師は6月に、専門薬剤師は12月に案内を行いますので、申請期間等について十分ご留意下さい。

### 【参考】

令和6年12月26日付、日病薬発第2024-179号  
専門薬剤師・認定薬剤師の認定審査・更新審査に係る取扱いについて（Q&A）一部抜粋

### 〔11〕「更新の保留」及び「更新申請」に係る取扱いについて

#### ＜質問33＞

専門薬剤師・認定薬剤師の更新において、更新の保留には、どのようなものが認められるのでしょうか。

#### 【回答】

海外留学、出産・育児・病気・介護等による休職・退職等の理由により勤務が中断した場合に限り、最長3年間（行政機関等への人事異動の場合は、次問参照。）更新を保留することが認められます。ただし、保留期間中は、専門薬剤師・認定薬剤師を呼称することはできません。

保留をする場合は、本来の認定期間満了年度の更新申請受付期間ではなく、実際に更新申請する際に、中断期間、中断した理由、勤務が中断したことにより満たすことができなかった項目、所属長による証明などを記載した説明文書（書式自由）を添付して下さい。認定審査委員会で、保留の可否について個別に審査いたします。

また、更新審査においては更新条件を満たした期間が認定期間開始日から通算して5年間必要となります。ただし、「認定期間中継続して、日本病院薬剤師会の会員であること。ただし、別記1に定める団体のいずれかの会員であればこれを満たす。」については、いずれも認定期間開始日から更新申請日までの全期間満たしている必要があります。

なお、保留期間を含め、認定期間満了後3年間以内に更新申請し認定を受けられなかった場合は認定を喪失しますので、ご留意下さい。

例：令和5年9月30日に認定期間が満了し、令和8年度までに更新の認定を受けられなかった場合は資格を喪失します。各年度の更新申請については、認定薬剤師は6月に、

専門薬剤師は12月に案内を行いますので、申請期間等について十分ご留意下さい。

< 質問34 >

専門薬剤師・認定薬剤師の更新において、専門薬剤師・認定薬剤師を取得後、保健所への異動があり専門的業務に従事できなかった期間が3年間あります。現在は県立病院において専門的業務に従事していますが、更新時の取り扱いはどのようになるでしょうか。

【回答】行政機関や専門的業務を行うことが出来ない他の医療機関への人事異動等により中断した期間を除いて、専門的業務に従事した期間が5年間を満たす場合に、認定審査委員会で個別に審査いたします。ただし、更新の保留期間は最長5年間です。また保留期間中は、専門薬剤師・認定薬剤師を呼称することはできません。

更新申請する際に、中断期間、中断した理由、中断により満たすことができなかった項目などを記載した説明文書（書式自由）と辞令文書等を添付して下さい。なお、本来の認定期間満了年度の更新申請受付期間に提出が必要な書類はありません。

また、更新審査においては更新条件を満たした期間が認定期間開始日から通算して5年間必要となります。ただし、資質の担保を継続的に行うために、更新に必要な条件のうち「（1）認定期間中継続して、日本病院薬剤師会の会員であること。ただし、別記1に定める団体のいずれかの会員であればこれを満たす。」については、いずれも認定期間開始日から更新申請日までの全期間満たしている必要があります。

例：認定薬剤師を取得後、行政機関への異動による勤務中断が3年間ある場合には、認定薬剤師を取得してから8年間経過後より更新申請が可能ということです。

なお、保留期間を含め、認定期間満了後5年間以内に更新申請し認定を受けられなかった場合は認定を喪失しますので、ご留意下さい。

例：令和5年9月30日に認定期間が満了し、令和10年度までに更新の認定を受けられなかった場合は資格を喪失します。各年度の更新申請については、認定薬剤師は6月に、専門薬剤師は12月に案内を行いますので、申請期間等について十分ご留意下さい。